

産業建設委員会 会議録

日 時 令和2年6月15日（月曜日）

午前9時58分開会 午前11時閉会

場 所 第1委員会室

日 程

- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議・説明事項
 - 4 閉 会
-

出席委員（8名）

委員長	勝田	達也
副委員長	小坂	博
委 員	内田	卓男
委 員	柏村	忠志
委 員	寺内	充
委 員	矢口	清
委 員	柳澤	明
委 員	平石	勝司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者（12名）

副市長	栗原	正夫	建設部長	岡田	美徳
都市産業部長	船沢	一郎	道路管理課長	浅岡	武徳
商工観光課長	羽成	健之	道路建設課長	草間	正志
都市計画課長	飯泉	貴史	住宅営繕課長	皆藤	秀宏
建築指導課長	櫻井	良哉	公園街路課長	室町	和徳
			下水道課長	和田	利昭
			水道課長	黒須	清一

事務局職員出席者 松本 裕司

傍聴者（2名）

議員 鈴木 一彦

○勝田委員長 ただ今から、産業建設委員会を開催いたします。

それでは、協議に入ります。議案第37号土浦市手数料条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○櫻井建築指導課長 おはようございます。建築指導課です。議案書の5ページをお開き願います。議案第37号土浦市手数料条例の一部改正でございます。建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律改正に伴う省令の改正により、共同住宅の廊下、エレベータといった共同部分を評価対象外としてもよいこととなったため、土浦市手数料条例においても、共同部分を評価しない場合の認定手数料を追加することと、併せて条項ずれを整理するものであります。以上でございます。1枚おめくりいただきまして、7ページから14ページまでが改正案文となりますので、よろしく願います。

○勝田委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第37号土浦市手数料条例の一部改正については、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案どおり決しました。次に、議案第42号土浦市建築基準条例の一部改正について、執行部より説明願います。

○櫻井建築指導課長 引き続き、議案書の31ページをお開き願います。土浦市建築基準条例の一部改正であります。これは、建築基準法施行令の改正に伴い土浦市建築基準条例の各項ずれを整理する改正であります。建築基準法施行令の追加条項の内容は、第112条第1項に吹抜き等の空間を設けた場合における防火区画の緩和要件が追加されたことによるものです。33ページが改正文であります。審議のほど、よろしく願います。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第42号土浦市建築基準条例の一部改正については、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第42号は、原案どおり決しました。次に、議案第45号市道の路線の認定について、執行部より説明願います。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。49ページをお願いします。

議案第45号市道の路線の認定につきまして、御説明いたします。恐れ入りますが、議案書の51ページをお願いいたします。市道の認定につきましては、市道路線認定調査の中高津二丁目36号線及び中高津二丁目37号線の2路線でございます。いずれも開発行為により新設された道路でありまして、道路側溝が敷設され、舗装も完了しております。

53ページをお願いいたします。中高津二丁目36号線及び37号線は、土浦市立第四中学校の北西側に位置します中高津二丁目地内におきまして、株式会社クラフトによります開発面積約2,170平米、7区画の宅地分譲予定地内に幅員6.0メートル、延長35.42メートルの中高津二丁目36号線と幅員6.0から9.0メートル、延長30.63メートルの市道を認定するものでございます。以上2路線の市道認定につきまして、よろしくをお願いいたします。以上でございます。

○勝田委員長 ただ今の件について、質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○勝田委員長 では、お諮りします。議案第45号市道の路線の認定については、原案どおり決することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○勝田委員長 御異議なしと認めます。よって議案第45号は、原案どおり決しました。以上で、当委員会に付託された議案の審査については終了いたしました。次に、報告事項です。(1)入札案件について執行部から順次、説明をお願いします。

○飯泉都市計画課長 都市計画課でございます。入札案件につきまして、説明をさせていただきます。お手元でございます資料1をお願いいたします。それでは、資料1「入札案件について」の1ページ、スマートインターチェンジ設置可能性調査業務委託について、説明をさせていただきます。本調査につきましては、スマートインターチェンジの整備に向けまして、地域概況や課題等の把握を行い、設置可能性について調査を行うことによりまして、今後の整備に向けた基礎資料とするものでございます。4番の業務内容といたしましては、土地利用や道路網などの現状把握を通しまして、設置候補箇所の検討を行うとともに、概算事業費を含めた概略の検討を行いたいと考えております。本調査業務委託につきましては、今週18日、指名競争による入札が行われる予定となっております。説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

○浅岡道路管理課長 道路管理課でございます。道路管理課の入札案件につきましては、12件ございます。2ページをお願いいたします。はじめに、道路台帳加除補正業務委託でございます。この委託は、市内全域の市道につきまして、昨年度1年間に、新設・認定されました路線や、改良工事によって拡幅された路線など道路現況の変更について調査いたしまして、データや図面等を加除補正するものでございます。つづきまして、3ページをお願いいたします。3ページから27ページまでの10件につきましては、毎年実施しておりますI級市道などの主要幹線道路や常磐自動車道、国道6号バイパスの側道における路肩やのり面などの草刈業務の委託でございます。つづきまして、28ページをお願いいたします。右舂【Ⅶ】地区地籍調査事業測量業務委託でございます。委託の場所につきましては、西は県道土浦竜ヶ崎線、北は国道125号バイパスで囲まれた右舂小学校周辺の面積0.19平方キロメートルにおきまして、一筆地調査や細部測量等を実施する業務委託でございます。道路管理課の案件につきましては、以上、12件でございます。

○草間道路建設課長 道路建設課でございます。つづいて、入札案件について御説明いた

します。道路建設課の入札案件は、2件でございます。29ページをお願いいたします。はじめに、市道Ⅱ級15号線改良工事でございます。工事の場所につきましては、小松ヶ丘町地内の土浦日大高校に隣接する、歩道付のⅡ級幹線道路でございます。工事概要としましては、延長160メートルの区間におきまして、現況幅員1.5メートルの歩道を全面的に改良し、凸凹がなく、歩きやすい歩道に整備し直すものでございます。つづきまして、30ページをお願いいたします。市道Ⅰ級36号線外実施設計委託でございます。委託の場所につきましては、乙戸沼の南西側に位置します乙戸地内でございます。委託概要としましては、延長240メートルの区間におきまして、現況幅員2.6から2.8メートルを計画幅員5.5メートルに拡幅改良するための、設計委託でございます。道路建設課の案件につきましては、以上でございます。

○和田下水道課長 下水道課でございます。同じく、資料1の入札案件につきまして、31ページをお願いいたします。市単公下第1号中村第三処理分区公共下水道（污水）移設工事でございます。この工事は、現在、国土交通省により整備が進められております国道6号バイパスの工事に伴いまして、道路整備に支障となる既設污水管の路線変更など、移設工事を実施するものでございます。なお、今回の移設箇所につきましては、中村西根地先の牛久方面からの国道6号バイパスと学園東大通りとの丁字路付近でございます。工事内容につきましては、既設管路の迂回路線として口径200ミリの管渠を、学園東大通りの歩道及び丁字路の横断を含めました220メートル区間の工事を実施するものでございます。

つづきまして、32ページをお願いいたします。令和元年度市単公下（雨水）第2号木田余1号雨水幹線仮設用水路整備工事でございます。現在、整備を継続しております木田余地内の雨水幹線工事は、埋設する管渠の幅が3.5メートル、深さが1.8メートルと大変大きい断面のため、現況道路を拡幅しながら整備を進めているところでございますが、蓮田に用水を供給しております道路脇の既存用水路が工事に支障となるため、仮設での水路敷設替えや移設工事を行うものでございます。工事費につきましては、昨年度からの繰越予算による対応でございます。つづきまして、33ページをお願いいたします。国補公下維（委）の第2号ストックマネジメント基本計画に基づく修繕・改築計画策定業務委託でございます。この事業は、下水道施設の長寿命化を目的として、平成30年度に策定しました下水道ストックマネジメント計画に基づいた既存施設の点検と調査結果から、修繕や改築を行うための事業計画を策定するものでございます。今回発注の委託内容でございますが、市内、10箇所のポンプ場のうち、港ポンプ場と川口ポンプ場の2箇所及び道路に埋設されております下水道の管渠施設やマンホールに設置された143箇所の圧送ポンプなどの修繕・改築の計画を策定するものでございます。下水道課は、以上3件でございます。よろしくをお願いいたします。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。1枚おめくいただき頂きまして、34ページをお願いいたします。公園街路課で報告させて頂く入札案件の1つ目は、6月18日執行の指名競争入札案件で、委託件名は乙戸水生植物園花菖蒲植栽業務委託です。委託内容については、圃場1,300平米に植えております約1,350株の植替えの業務

委託です。35ページをお願いします。次の入札案件は、6月19日執行の一般競争入札案件で、工事件名は都市計画道路荒川沖木田余線道路改良工事（第4工区）です。この都市計画道路整備事業は、流域下水道事務所前の真鍋神林線交差点から国道354号までの延長1,300mを、4車線に拡幅整備を行うものです。本年度は、用地取得の完了した箇所につきまして地盤改良・盛土・用排水路工を実施するもので、当該路線の工事概要については、用地買収が済んでいる拡幅部のうち、位置図に示した国道354号に向かって左側の箇所、工事延長200mを整備するものです。1枚おめくりいただきまして、36ページをお願いします。次の入札案件は、ただ今説明させて頂きました路線と同じ路線であり、6月19日執行の一般競争入札案件で、工事件名は都市計画道路荒川沖木田余線道路改良工事（第5工区）となります。工事概要としては、位置図箇所に点線で記載された、境川に並走する手前の右側の拡幅部、工事延長160メートルを、（第4工区）と同様に整備するものです。37ページをお願いします。次の入札案件は、6月19日執行の一般競争入札案件で、工事件名は都市計画道路常名虫掛線交差点改良工事です。常名運動公園計画地に隣接する箇所については、昨年度までにおおむね整備が終わりましたことから、残る工事として、位置図の工事箇所で示しております当該路線南側、市道I級16号線との交差点部の排水構造物工、舗装工、区画線工の改良工事を実施します。なお、供用開始については、今年の秋を目指しております。以上で説明を終わります。よろしくをお願いします。

○黒須水道課長 水道課でございます。同じく入札案件6件について、御報告いたします。位置図38ページをお開き下さい。実施設計更第3号、配水管敷設替え計画に伴う実施設計業務委託でございます。委託箇所は、富士崎一丁目地内外で、昭和36年に敷設いたしました配水管が、これまで約59年経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うための実施設計業務委託でございます。委託延長は410メートル、口径φ50ミリからφ100ミリの敷設替え計画でございます。

つづきまして、位置図39ページをお願いいたします。こちらにも配水管敷設替え計画に伴う、実施設計業務委託でございます。委託箇所は、桜町四丁目地内外で、昭和36年に敷設いたしました配水管が、これまで約59年経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うための実施設計業務委託でございます。委託延長は270メートル、口径φ75ミリ、予定価格は、338万円でございます。

つづきまして、位置図40ページをお開き下さい。配水管の新設工事でございます。工事箇所は中都町三丁目地内で、地元要望による配水管敷設工事でございます。工事延長は、236.8メートル、口径φ75ミリからφ100ミリ、予定価格は、1,099万円の管敷設工事でございます。つづきまして、位置図41ページをお願いいたします。配水管の新設工事でございます。工事箇所は手野町地内で、地元要望による配水管敷設工事でございます。前年度から3箇年で整備を進める計画で、今年度は、工事延長、475.7メートル、口径φ150ミリ、予定価格は、2,229万円の管敷設工事でございます。つづきまして、位置図42ページをお開き下さい。こちらにも配水管の新設工事でございます。工事箇所は烏山一丁目地内で、地元要望による配水管敷設工事

でございます。工事延長は、78.5メートル、口径φ50ミリ、予定価格は、361万円の管敷設工事でございます。位置図43ページをお願いいたします。土水更工第1号、配水管の敷設替工事でございます。工事箇所は、真鍋三丁目地内で、昭和37年当時に敷設した水道管が、これまで約58年経過しており、経年劣化により老朽化が進んでおりますことから、敷設替えを行うものでございます。工事延長は、294.8メートル、口径φ75ミリ、予定価格は、2,419万円敷設替え工事でございます。説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○勝田委員長 ありがとうございます。ただ今の件について、質問等ありますか。

○寺内委員 黒須課長、老朽化の敷設替えをやるときには一応消防にも話して旧市内だったならば消火栓も入れてもらおうと非常にありがたいんだよね、密集してるところだから。それは前にも委員会で指摘してあったんだけど、そういうものは事前に消防の方とは連絡取り合ってるのかな。

○黒須課長 もともと付いている消火栓については新たに設置します。それと、新たなものというのとは、年度当初に占有者会議の中で御説明させております

○寺内委員 じゃあ、年度当初の時にちゃんとやって、それで新たなところを接するときには、消火栓も一緒に敷設するというのでいいのかな。

○黒須課長 そのとおりでございます。

○勝田委員長 その他にありますか。

○柏村委員 29ページの日大高校のところの桜は、どういう処理となりますか。

○草間道路建設課長 今回の工事につきましては、日大高校のちょうど道路を挟んだ反対側でございますので、日大高校側の桜は、工事に伴い処理するものではございません。

○柏村委員 はい、分かりました。

○勝田委員長 その他にありますか。では、つづきまして、(2)工事発注状況報告については、各自、資料をご覧くださいませようお願いします。その他、委員の方からありますか。

○内田委員 副市長さんがいらっしゃるので、この前、工事の前倒しという話を申し上げたと思うんですが、執行部の中でその後具体的に進んだような事はございますか。

○栗原副市長 新型コロナウイルス感染症の影響もあるんですが、現時点では、予定どおりの工期でできるだけ早期に実施していくということで、事業を進めておりますので、御理解いただければと思います。

○内田委員 という事は、前倒しという議論にはなっていないということですか。

○栗原副市長 前倒しという形には、なかなかできないのですけれども、できるだけ早期に発注して実施していきたいと考えております。

○内田委員 趣旨が分かっていたらと思いますので、以上です。

○勝田委員長 他にございますか。執行部の方からありますか。

○羽成商工観光課長 本議会最終日に上程させていただきたいと考えている追加議案について、御説明申し上げます。令和2年度土浦市一般会計第5回補正(追加補正)予算案です。第6款商工費2目商工業振興費の、2つの事業に係る要求です。それぞれ新型

新型コロナウイルス緊急経済対策の事業に伴う補正となっています。まず1つは、消費喚起に係る事業で、プレミアム付商品券発行事業です。これまで、本市では、地域経済の回復に向けた施策について、国の経済支援策などの状況を見ながら、プレミアム付商品券を含め有効な支援策の検討を行ってきたところです。各地では、まだ新たな感染者も出ていますが、社会生活も日常へと回復しつつある中においては、感染拡大を防ぎながらも経済を回していく公共政策が望まれてるところでして、市としましては、時期を逃さず地元消費につながるようスピード感をもって対応するため、今回の事業実施に係る予算要求に至ったものです。次に、もう1つの事業ですが、事業継続の支援に係る事業で、クラウドファンディング支援事業であります。現在、本市の活気の要となる地元飲食店が大きな影響を受け、存続の危機に立たされている状況が続いていることは御承知のとおりです。緊急事態宣言が解除され、外出自粛などの規制も緩和されましたが、大きく落ち込んだ売上は回復しておりません。この度、市内の飲食店組合や神立・荒川沖など多くの商店街などが一体となり、ファンドを立ち上げたいというお話がございました。市としましては、このファンドを呼び水としまして、民間資金を集めることにより資金調達を行うことが事業継続に係る有効な支援となると考えたものでございます。詳細を御説明させていただきます。資料2ページをお開き願います。(仮称)「元気なつちうら応援チケット」いわゆるプレミアム付商品券の発行事業です。事業目的ですが、本事業につきましても、緊急経済対策として実施するものでして、感染症拡大の影響により低迷しています地域経済の再生・活性化を図るために、プレミアム商品券の発行を通しまして消費の喚起を行い、市民の購買意欲を向上させることで地元消費の拡大を図り、事業者の支援とするものです。本市におけるプレミアム付商品券発行事業につきましても、これまでも市民の生活支援を大きな目的として取り組んできたところですが、今回は、現在困窮している多くの事業者支援の観点から制度設計を行い、スピーディに事業を進めるためにも、なるべくシンプルな制度を念頭に検討しています。特に、外出自粛や営業自粛などにより売上が大きく減少した業種の事業者に、今回の事業の恩恵が行き渡るような工夫を凝らし、実施したいと考えています。そのようなことから、商品券のネーミングも仮称ではございますが、応援チケットということで、これまで違ったものを考え、キャッチコピーなどもこの後検討してまいりたいと思います。

事業内容ですが、まず、プレミアム分を含んだ発行総額は、過去最高となります10億800万円で、プレミアム率もこれまでの最大であった20パーセントから大きく50パーセントに引き上げ、これまでになかったインパクトを持たせたところです。これにより、商品券の魅力がこれまで以上に増すものと考えられ、さらなる消費刺激効果が生まれるものと期待するところです。商品券の額面につきましては、様々な発行パターンを検討しました結果、1万5,000円分の商品券を1万円で購入いただくようお示ししました。その内訳としては、どこのお店でも使用できる共通券を1万円分、1,000円券を10枚としたものと、売上が大きく減少した日用品や食料品販売など以外の業種に限定し使用していただく事業者応援券を5,000円分。これは、500円券を10枚と考えておりまして、使用券種を分け、幅広く多くの店で使用していただけるよ

う考えてまいります。販売数ですが、今回は、市民の関心も高くなることが予想されますことから、まず購入を希望される多くの市民の皆さんに等しく行き渡るよう本市の全世帯分6万7,200セットを用意し、1世帯1セットを限度とし、販売を行いたい。販売の流れとしては、先般のゴミ袋配布の際のように購入券を郵送し、一定の期間市民を優先とした販売を行い、売れ残りが出たら、2次販売などに移行してまいりたいと考えております。販売場所等については、前回実施したときと同様に郵便局と提携を考えていまして、販売に係る業務を市内各郵便局にお願いしたいと考えています。いずれにしても、事業の実施主体となる土浦商工会議所や協力団体の新治商工会、JA水郷つくばなどと連携を図り、皆さま方からの御意見を参考に本事業の目的が十分図られるよう取り組んでまいりたいと存じます。事業費でございますが、この度、全世帯へ発行する購入券の印刷代や郵送代と合わせ、事業者（商工会議所）へ補助金として交付します50%分のプレミアム上乗せ分と商品券の印刷代やチラシ・ポスターなどPRに関する印刷代、郵便局における販売手数料、発行に係る事務費等を合わせた補助額3億6,688万3,000の増額補正をお願いするものです。3ページの方をお願いいたします。土浦市クラウドファンディング支援事業でございます。事業目的ですが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により売上が急減し、廃業や倒産が懸念される事業者に対する事業継続の下支えとしまして、クラウドファンディングの手法を活用し、利用券や食事券などを事前購入いただくことにより、資金調達を促進するものです。資金調達といいますと、一般的に金融機関からの借入や出資などがありますが、クラウドファンディングでは、インターネットを介し、不特定多数の人々から少額ずつ資金を調達するといったこれまではない手軽さや拡散性の高さが魅力的な、新たな資金調達の仕組みとして、近年注目されているものです。クラウドファンディングの優れた点としては、期間中、いつでも誰でもスマートフォンやPCで希望の店を応援しやすく、本市以外の全国からの支援の獲得が可能でございまして、参加各店舗によるSNS等での発信により強力な周知が可能であるなどメリットが多くあり、支援の窓口を増やすための1つの手法として推進していくべきものと考えたところです。既に、全国各地でこの手法を使った取組が進んでいますが、行政がバックアップしているもので、大きな成果が出て話題になっています。有名なところでは、北九州市、柏市、つくば市などでも取り組まれており、大きな支援が集まっていると伺っています。事業内容ですが、今回、実施主体となる商店街連合会におきましては、目標支援金額を5,000万円と設定する旨の計画となっています。具体的には、商店街連合会にて、クラウドファンディングのサイトの管理・運営、参加店舗等の取りまとめを行い、集まりました支援金の分配を行うとともに返礼品の作成や郵送を行うこととなるものです。この度、事業者の目標支援額に対します20パーセント分の返礼品プレミアム分と、支援金の決済手数料5パーセント、事務費等を合わせた補助額1,450万円の増額補正をお願いするものです。

○**勝田委員長** 他にもあると思いますが、まずこのプレミアム付商品券とクラウドファンディングについて、皆様から御意見質問があれば伺いたいと思います。

○**平石委員** プレミアム付商品券についていくつか確認したいと思うんですが、時期は

いつ頃を予定されてるのでしょうか。

○羽成商工観光課長 開始時期につきましては、予算をつけていただくことが前提となりますが、今回、参加店舗につきましては、これまでの会員以外の店舗も想定してございます。なるべく早く会員以外の店舗の募集を行ってまいりたいと思いますが、取り急ぎ商工会議所団体と協議いたしまして、早急に事業を進めてまいりたいと考えております。

○平石委員 是非、早急をお願いしたいと思います。その上で販売について確認したいんですけども、予定として郵便局との連携と書いてあるのですが、これは市内の全ての郵便局が窓口ということになるのでしょうか。

○羽成商工観光課長 販売場所については、郵便局と直接、具体的な話には至っておりませんが、前回、市内全郵便局に依頼した経緯がございますので、今回についても市内全ての郵便局をお願いしたいと考えているところでございます。

○平石委員 郵便局だと、土日は休みというところが多いと思うのですが、土日の販売の対応について、例えば大型のスーパーであるとか、公民館とか、そういったところに広げるお考えはありますか。

○羽成商工観光課長 土日の販売については、確かに郵便局の窓口というのが開いてない状況でございます。委員おっしゃったような、スーパーであるとか、今回JA水郷つくばさんの協力も得られることから、主体となる商工会議所の方ともよく調整させていただいて休日対応も検討してまいりたいと考えております。

○平石委員 誰もが、なるべく買いやすいということも配慮をお願いしたいと思います。その上で郵便局の事なんですけど、聞いたところによると、郵便局ですと小さな郵便局では駐車場が3台位しかないようなところもあって、プレミアムチケットを買うのに駐車場が溢れてしまうということが考えられると思いますので、そういったところの対応も要望とさせていただきます。

○羽成商工観光課長 駐車場が少ない郵便局もございますので、まず、市民宛てに購入券を郵送する際に、期間中になるべく慌てずに来ていただくような表記もしてまいろうと考えております。

○柳澤委員 実施時期を早急にという話がありましたが、それは当たり前で、いつから販売するよというタイムスケジュールを作って、それから逆算するように会長などと相談すべきだと思うんですよ。市民は、1日も早い販売を待っているわけです。それは、改めて検討いただきたいと思います。タイムスケジュールをきちっとやっていかないと、会議、会議では。皆さん会議が大好きですから、なかなか実行に移さないというケースがままあるので、タイムスケジュールをまず作っちゃおうと。それとね、対象の事業者、課長の説明、全ての事業者というふうに聞こえたんですけども、今までは、商工会議所の会員のみだったと思うんですけどもね。年によっては、かなり売れ残りが出たという事なんですけど、それは主婦に聞くと当たり前であって、使える場所がないということだった。今回ですね、対象事業者、想定している中で、募集方法は、改めてまた検討してもらおうとしても、使えない事業者、使ってはいけない事業者、目的というものもあると

思うんですよ。それを教えてください。

○羽成商工観光課長 まずタイムスケジュールの関係でございます。実施の時期に関しましては、議決後、直ちに、商工会議所の方と打合わせを持ちまして、早急に、一刻も早く販売が開始できるよう努めてまいりたいと存じます。また、御質問の商品券の使用できないようなものがございますが、1つは、換金性の高いものということで、商品券、ビール券、タバコや国税地方税等、法律の方で制限がついてるものについては、今回扱いは、ないような形で考えてございます。また、風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律で1部、引っかかってくるような業種についても、使用を控えたいと考えております。

○柳澤委員 今その、使用不可の部分があるのは当たり前ですよ。この前、全協の中で、例えば納税とかそういう話もあったんですが、こちらもバツですよ。タバコはダメです。酒もダメですか。

○羽成商工観光課長 納税、それからタバコにつきましては、法律の制限がございますが、お酒につきましては使用できるということでございます。

○柳澤委員 商工会議所に加入の飲み屋さんには、結構あると思うんです。その辺は基本的に全部入れてしまうという考えでよろしいですか。

○羽成商工観光課長 おっしゃるとおり、そういった業種に関しましては、新たな事業者ということで取り組んでまいりたいと考えております。

○柳澤委員 1番難しいのは、はっきりと表現がなかったただけでも、夜の商売で、想像はつくんですけども、同じ、接客を伴う営業、例えばキャバクラとか、そういうのはありで、個室で接待するとかそういうのはなしで、ということでもいいんですかね。

○羽成商工観光課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

○勝田委員長 他にございますでしょうか

○小坂委員 あくまでも、募集して、応募した個店というか、そういうお店だけということではいいですよ。

○羽成商工観光課長 はい、あくまでも今回募集をさせていただきまして、参加登録をしていただいた事業者を対象に考えてございます。

○小坂委員 ということは、例えば応募しているところ、応募していないところというのは、一覧表などを作ると思うんですが、うちは使えないよというところがあるということでもいいんですよ。

○羽成商工観光課長 なるべく早期に募集を行いまして、一覧表の方を作成したいと思いますが、その後も追加で参加を表明していただく分には、追加で使用していきたいと思いますが、その中で、手を挙げなかったところで、実際使えなかったところが出る場合もあると存じます。

○内田委員 あの、郵便局、農協、商工会議所、特に商工会議所、商工会というのは、普段行かないところですよ。郵便局は多少行くとしても、そこで大手スーパーの話が出てきていないんですが、商品券の販売場所として、市民にとっては便利だと思うんですよ。普段行っているところに販売所があるべきだと思うんですけども、入れられない何

かがあるのかな。

○羽成商工観光課長 委員おっしゃるとおり、市民の利便性を考えまして、その辺については検討しまして、協力を仰ぎたいと考えてございます。

○勝田委員長 その他、執行部からありますか。

○皆藤住宅営繕課長 住宅営繕課です。この度、神立住宅2号棟の屋上防水工事、また、外壁の塗装工事を実施するに当たりまして、その内容について御説明させていただきたいと存じます。お手元に資料を準備させていただいておりますので、御覧いただきたく存じます。

この度、この工事を実施するに当たり、石綿障害予防規則、又は大気汚染防止法に基づきまして工事前に外壁塗装に、石綿が含まれているか事前調査をしなければならないというところがございます。その中で、今回、神立住宅、これは昭和53年に建築されたもので、外壁の塗装に、リシンが使用されております、これは外装薄塗材Eのことを総称してリシンと呼んでいるようなんですけれども、そのリシンは、普通の塗料とは違いまして、その中に砂と着色顔料又はセメント等を混ぜて塗料として使用しているものがございます。一般的には数ミリ単位の厚さがある塗装ということになります。塗装するに当たりまして厚さがあるもので、塗膜に、ヒビ割れや、吹き付けた時に垂れないようにするために石綿が含まれているものがあるということがございますので、調査を実施いたしました。調査の結果といたしまして、石綿の含有が確認されたものがございますから、その調査の結果、今後の工事、住民への周知について御説明させていただきたいと存じます。

まず大きな2番、調査結果というところを御覧いただければと存じますけれども、当初、X線解析法というものがございまして、塗料に石綿が含まれているかというのまず調査したところがございます。結果として石綿のクリソタイルというものが含まれていました。どのくらい含まれているかという、分散染色法という検査法がございまして、その塗装材の中に、3,000粒子の中にどのくらい含まれているかという検査でございまして、結果として、石綿の繊維が19個、パーセントで言うと0.6パーセント含まれているという結果になったところがございます。平成28年度に、石綿粉じん飛散防止処理技術指針というのが示されまして、石綿が既存建築物、内装とか外壁塗装に0.

1パーセントを超えて含有する場合には、改修工事、解体工事等において、飛散防止処理を行わなければならないというものです。このことから、届出が必要な労働基準監督署、また、県の環境・保安課と、工事と周知方法について協議を行ったところがございます。大きな3番を見ていただきまして、こちらは、真ん中の大きな左側、労働基準監督署のところに、その内容等を説明したところ、今回につきましては、大部分の塗装が健全であるということ、1部には剥がれがあるということ。また目地の部分の工事だけなので、小規模工事に該当するので、届出等は不要ということでした。ただし、工事看板等には示してくださいという内容でした。あと工事の内容につきましては、湿潤除去という工法をとったほうがよろしいのではないかと話をいただいたところがございます。また、環境・保安課につきましては、工事の規模とは関係なく届出は出し、工事看

板にも内容は示してくださいということでございました。また、工事につきましては、隔離措置同等の工法を実施していただきたいということでございました。この工事は、労働基準監督署の湿潤除去の工事が同等ということでございます。また、環境測定の方もやった方が良くはないかという提案をいただいたところでございます。3ページを見ていただきたいと思っております。こちらが神立2号棟の写真でございますが、大部分は塗装が健全であるというところなんです、一番下の写真の目地の部分については、次のページを見ていただきますと、上のところが目地を大きく写したのですが、やはり剥がれがあるということなので、目地の部分だけは全て撤去してやり直すということになります。その周りの塗装につきましては、プレキャスト鉄筋コンクリート造りということでございまして、工場の方でこの四角い枠を全部作ってきて、ここに貼り付けたということなので、塗装がしっかりしているので、剥がれたりする事はないだろうということで、そちらのほうは水で洗浄して新たなものを吹きつけるという工法でやっていきたいと思っております。また、目地の部分とか浮いている部分につきましては、剥離剤併用ケレン工法という工事を予定しているところでございます。5ページをお願いします。まず剥離剤の方を剥がさなければならない部分につきまして、はけとかローラーで湿潤させて、それをヘラ等で剥がしていくという工事ですので、周りに飛散する事はなく、それであっても、周り、下の方にビニールを置いて飛ばないようにするというようなことで実施したいと思っております。つづきまして、2ページの方をお願いします。住民等への周知方法でございますけれども、本来であれば住民説明会等を実施すべきですけども、今コロナ感染症予防対策というところもございまして、まず看板の方には、石綿作業中と示させていただいた上で、2号棟の管理人の方に工事内容の説明、また、住民の方に、石綿除去工事をやっているということをお示しさせていただきたいと考えています、また、環境への配慮ということで、工事前と工事中、工事後において、アスベストの空気中の濃度測定を実施していきたいと考えております、説明は以上でございます。

○室町公園街路課長 公園街路課でございます。お手元にカラー印刷でお配りさせていただきました霞ヶ浦総合公園の花蓮図鑑を御覧ください。現在、多くの関係者に御協力を頂きまして、霞ヶ浦総合公園には、200品種の花蓮が植えられておりまして、花蓮を鑑賞する方に、より一層楽しんで頂けますよう花蓮のパフレットを作成することとし、現在準備を進めております。現在ある品種の中でも代表的な品種を抜粋して、紹介する予定です。本日お配りさせていただきました資料をベースに作成し、ネイチャーセンターにて配布する予定です。

○勝田委員長 その他、ありますか。ないようでしたら、執行部の皆さまは御退室いただいで結構です。

(執行部退席)

○勝田委員長 では、「5その他」の各種委員会等委員の選出について、御協議をお願いいたします。土浦市都市計画審議会委員、1名を選出願います。いかがいたしますか。任期は令和2年7月1日から2年間で、現任は柏村委員をお願いしております。

○寺内委員 本人が嫌だっというなら選び直すけれど、本人が分かりましたっというならそのままです。

○柏村委員 分かりました。

○寺内委員 はい、お願いします。

○勝田委員長 ただ今、柏村委員というお声がありました。みなさん、よろしいですか。それでは、土浦市都市計画審議会委員には柏村委員をお願いいたします。

○勝田委員長 以上で産業建設委員会を閉会します。